事務所通信　No.339

令和６年１月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　*篠田パートナーズ事務所*　☎0254-22-5649(代)

新年明けましておめでとうございます

皆様のご健康とご多幸を
心よりお祈りいたします
本年もどうぞよろしく
お願いいたします



■2024年（令和６年）には、企業法務に関連する様々な法改正・新法が予定されています。企業法務担当者は、自社の事業に関連する法改正について、その内容を正しく理解しておきましょう。

◆2024年（令和６年）施行の法改正一覧◆

１．労働条件明示ルールの変更

【2024年４月１日】

▲労働基準法施行規則の改正により2024年４月１日以降は、労働者を雇い入れる際に交付する労働条件通知書に以下の事項の記載が義務付けられます。

①就業場所及び従事すべき業務の変更範囲



②更新上限の有無及び内容

③無期転換申込権が発生するタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨

④無期転換申込権が発生するタイミングごとに、無期転換後の労働条件

２．特定業種における労働時間上限規制の見直し

【2024年４月１日】

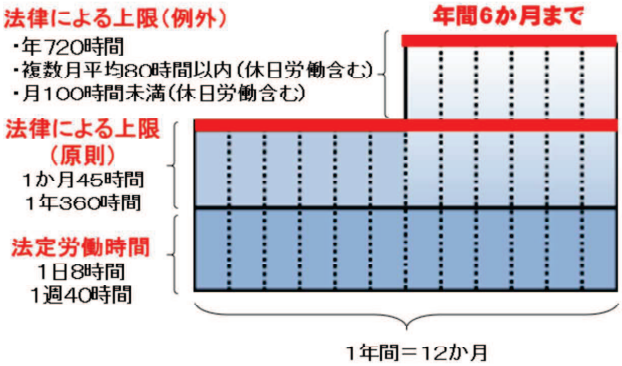
▲労働時間は原則１週40時間、1日８時間（法定労働時間）以内の必要があると労働基準法で定められています。



これを超えて働く時間（残業時間）の上限について、労働基準法により、次の通り定められています。

①原則、月45時間、年360時間（限度時間）以内

②臨時的な特別な事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満(休日労働含)、複数月平均80時間以内(休日労働含)、限度時間を超えて時間外労働を延長できるのは年６ヶ月が限度



▲一方で、特定業種については、時間外労働の上限について適用猶予されていましたが猶予期間が終了し以下の取扱いとなります。

▲**建設業**では、災害時における復旧及び復興の事業を除き、時間外労働の上限規制が原則通りに適用されます。

▲**自動車運転者**は、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間までとなります。



※時間外労働と休日労働の合計が、月100時間未満、２～６ヶ月平均80時間以内とする規制や時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６ヶ月までとする規制は適用されません。

▲**医業に従事する医師**は、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間までです。

※時間外労働と休日労働の合計が、月100時間未満、２～６ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。



※時間外労働が月45時間を超えることができるのは年６ヶ月までとする規制は適用されません。

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/齊藤賢二 ＊ P3.4/篠田昇 ］

３.化学物質管理者の選任義務化 【2024年４月1日】

▲「化学物質管理者」とは、事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理する担当者で、従来はガイドラインによって位置づけられていました。



▲労働安全衛生規則の改正により、2024年４月以降は、リスクアセスメント対象物を扱う全ての事業場において化学物質管理者の選任が義務付けられます。

４.被保険者51人以上の事業所で短時間労働者が社会保険の適用対象に 【2024年10月1日】

▲事業者がパート・アルバイトなどの短時間労働者を社会保険に加入させる義務を負うのは、以下の①及び②の要件を満たす場合です。

● 改正後の社会保険の適用対象 ●

①特定適用事業所又は任意特定適用事業所である特定適用事業所

・・・短時間労働者を除く被保険者の総数が常時50人を超える事業所



任意特定適用事業所

・・・特定適用事業所以外で、労使の合意に基づき、短時間労働者を社会保険の適用対象とする旨を申し出た場合

②短時間労働者が以下の要件をすべて満たすこと

１） １週間の所定労働時間が20時間以上

２） 雇用期間が２か月超見込まれる

３） 賃金の月額が8.8万円以上

４） 学生でない



▲2024年10月1日以降は、短時間労働者を除く被保険者の総数が常時50人を超える（51人以上の）事業所が特定適用事業所とされ、その範囲が大幅に拡大されます。

▲対象となる短時間被保険者の把握や今後の対応について、早めに準備しましょう。



５.フリーランス保護新法、契約内容の明示等を義務化 【2024年11月迄に施行予定】

▲各種の労働法が適用される労働者とは異なり、フリーランスは取引における立場が保障されていません。下請法によって一定の保護を受けられる場合もありますが、資本金要件を満たさず下請法が適用されないケースもあります。

フリーランス保護新法は、資本金の多寡を問わず以下の規制を定め、取引におけるフリーランスの保護を図るものです。

● フリーランス保護新法のポイント ●

①書面での契約内容の明示
②報酬の60日以内の支払
③募集情報の的確な表示
④ハラスメント対策



◆ 転倒災害に注意しましょう！ ◆

▲積雪・凍結などの転倒災害のリスクが高くなる冬期間は、転倒災害が多発します。特に会社の玄関、屋外通路、駐車場で多く発生します。

● 転倒災害防止のポイント ●

①屋外通路には、凍結防止剤を散布することにより凍結による転倒災害を防止する。



②事業場玄関には、転倒防止用シート・マットを敷くことにより、滑りにくくし転倒災害を防止する。

③夜間・早朝の駐車場から事業場玄関までを安全に歩行できるように、十分な照明設備を備え、転倒災害を防止する。

④耐滑性の高い靴を履くことで、滑りにくくし転倒災害を防止する。



⑤屋外歩行では、両手に荷物を持ったり、ポケットに手を入れるなどせず、万が一転倒しても受け身を取れるようにし、被害を最小限にする。

▲冬季は滑りやすい状況に加え、不安全な行動をしがちになり、転倒リスクが高くなります。時間と心に余裕を持つことが重要です。

■ 拾い読みの読書

人事変革のストーリー

個と組織「共進化」の時代

著　者／ 髙倉千春

出版社／ 光文社新書　　900 円＋税

個が活きる組織とは

P27　エンゲージメントとは、「自社に愛着を感じ、自発的に仕事に取り組む意欲を持っている状態」を指しており、以前の調査項目は「理解度（Think）」「共感度（Feel）」「行動意欲（Act）」の３要素から構成されていました。自社が進んでいく方向性をどのくらい「理解」しているか、それに対してどのくらい「共感」を覚えているか、自分自身はどのくらい主体的に「行動」しようとしているか、これら３要素のスコアが高ければ、この従業員のココロに火がついている状態だと判断されました。ところが、憂慮すべきことに、日本のビジネスパーソンは総じてエンゲージメントが低いという結果になる傾向があります。

P114　味の素・リーダーシップ要件定義10項目
◆顧客志向　◆複雑な状況への対応　◆判断の質
◆戦略的思考　◆責務の遂行　◆ネットワークの活用　◆人材の育成　◆ビジョンと目的の推進
◆勇気ある対応　◆曖昧な状況への対応・・味の素では、こうしたリーダー要件のポテンシャルと毎年の業績評価という２軸で社員をプロットしてタレントポートフォリオをつくりました。

P163　Well-beingの状況を社員が自分で測定する仕組み　／私は①仕事を通じて社会に役立ち、貢献することができている　②楽しく仕事に取り組み、生活を豊かにすることができている　③仕事を通じて成長した実感が持てる　④将来目指す目標があり今後のキャリア形成に期待を持っている　⑤チームの一員としてチームワークに貢献できている・・社員はこの５項目について10点満点で自己採点し、自分の仕事の向きあい方を確認。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

諸 葛 亮　　上

著　者／ 宮城谷昌光

出版社／ 日本経済新聞社　　1800円＋税

P84　法は国の秩序をつくり、国民の思想と行動を制限するが、しかしながら法を優先すれば、どれほど身分が高い者も、どれほど富んでいる者も法の下に置くことができる。法治こそが、公平を実現できる道である。

P169　「面白いとは、誰のまねもせずに独特である、ということです。その点、あなたは面白い。また、早朝、暗いうちからの掃除は陰徳を積む善行であり、かならず陽報があり、あなたに吉い報せがあります。それだけではありません。掃除はその場を清潔にする。もっといえば、神が降りてきてもよい清らかな場にする行為です。すると、あなたは、あなたの面白さは、人がはかる程度のものではなく、神がはかるというものです」

P207　孔明は、諸葛亮のあざなである。名は父がつけるが、あざなは成人になったときに自分でつける。・・亮はあきらかという意味なので、あざなは明でよかったが、その明を強めるために孔をかぶせた。この場合の孔は副詞といってよく、とても、とか、たいそうという意味をもつ。

■ 絵手紙通信



完熟を待つルレクチェ

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (339号)

■ 強運 (R5.12.1)

▲ことの起こりは、1年振りの循環器内科の定期検診で、突然、難病指定の病気の疑いがあるとして各種検査を指示されたことからだった。

▲検査まで1ヶ月、結果判明まで更に3週間、宙ぶらりんの状況が続いたが、酒は旨く、体調に問題はないし、偶然にも春に友人の奥さんがこの病気で入院治療したばかりで予備知識を持っていたこともあり狼狽(うろた)えることもなかった。また、義母の急逝で考える暇も無かった時期もあった。

▲一方、万一難病の病気と診断された場合でも、ステロイドの積極的治療はギリギリまで先送りして、その間にやるべきことをやり、飲むべきものは飲み終えると心を決めていたし、高齢者の全身をこれだけ細かく検査すれば、何処かしらにガンなどの異常が見つかるのではと覚悟し、その場合も同様と腹を括っていた。

▲そして、運命の11月30日朝９時の診察予約に、8時30分に受付を済ませて心静かに時を待った。しかし、30分過ぎても担当医の診察は始まらず、痺れを切らし始めたときに真っ先に呼ばれ、これは悪い報せかと診察室に入った。

▲担当医の「心臓機能はやや低下していますが、難病ではありませんでした」の後の、何故今回の検査をしたかや、検査結果を聞きながら心が見る見る軽やかになるのを感じた。ついでに、全身の透視検査でガンらしきものは見当たらなかったかと担当医に問い、それも見当たらないとの回答に更に安堵が広がった。

▲その夜の酒席は、ことのほか美味しい酒となったことは言うまでも無い。私は、強運である。

■ 令和５年暮れ (R5.12.15)



▲前年の春に３人の後継者に事務所を託し、46年間の前のめりの生活に終止符を打って、徐々にクールダウンしながら相談役としての新たなスタイルを探そうなどと考えて始まった今年だった。

▲とは言うものの長年の習慣は一朝一夕には変えられず、以前にも増して顧問先からの相談に追われた時もあったが、このままでは後継者の邪魔になりかねないと、思い切って小旅行と称して事務所を空けることも試みた。

▲また、春先にかけては、激しい腰痛と生活習慣病数値の悪化、秋にはいつも通り受けた循環器内科の定期検診で突然10万人に一人とされる難病の疑いをかけられたりと、以前なら歳の所為と簡単に片づけることも、所長退任の安堵とその後のクールダウンで気が緩んだか、はたまた相談役になっても所長室を明け渡さないでいることの罰が当たったかと思ったりもした。

▲それでも、腰痛は週１回のトレーニングジム通いで鍛え直し、生活習慣病数値は20年以上日課とするウォーキングを、距離 7.5km、心拍数を毎分 125前後まで上げる有酸素速歩に切り替えて回復させ、今、体調は万全である。

▲そして、25歳の開業以来、多くの方々の叱咤、激励、支援、指導を頂きながら、非力故に自らを奮い立たせ続けて来ざるを得なかった者が、易々とクールダウンなどできるほど器用な人間ではないということにも思い至った。

▲されば、不器用者が、残りの人生を如何に生きるか、その手始めに来年は如何に過ごすかと考え始めている。目指すは「人として、価値のある、面白い人生」。来年は、年男である。